海外療養費を申請される方へ(海外出張者・海外旅行者用)

三菱電機健康保険組合

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

提 出 書 類 ※下記の書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。

①海外療養費支給申請書

- 記入もれがないか確認してください。
- ・未記入など不備がありますと一旦書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。

②診療内容明細書

- ・ 全項目について医師の記入・署名が必要です。 (ご本人が記入する項目はありません。)
- ・ 1人/1ヶ月/1病院/1診療科目(外来・入院別、医科・歯科別、各科別)ごとに明細書1枚が必要です。

③領収書(原本)

・患者名・日付・金額が明確なもので、原本が必要です。(コピー・再発行では受付できません。)また、原本を返却することはできません。

④海外に渡航した事実が確認できる書類のコピー

- ※ 業務命令による出張の場合は不要です。(特例退職・任意継続の方は必要です。)
- ・ パスポート (氏名と出入国の押印が確認できる頁) 又は航空券等のコピー

⑤調査に関わる同意書

・ 当組合が海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書です。

注意事項

- 1. 発病又は負傷の原因が業務上、又は通勤途上中の事故による場合は労災保険からの給付があるため 健保から海外療養費は支給されません。
- 2 申請書・診療内容明細書・領収書は原本を提出してください。コピーでは受付できません。
- 3 総診療費と領収書の金額は同額にしてください。
- 4. 同じ医療機関に同じ期間、複数の家族が診療を受けている場合でも、1人ずつの申請書・診療内容明細書・領収書が必要です。
- 5. 海外療養費の申請は、病院に支払をした日の翌日から2年経過すると時効となります。
- 6. 病院にかかった場合は、その都度、申請書を提出してください。
- 7 不備で返却した申請書は速やかに再提出してください。

支 給 額

日本国内の健康保険での治療費を基準として算定された額の7割(小学校入学前は8割/高齢受給者は8割~7割)相当額が支給されます。そのため、病院で支払った金額の7割が給付されるわけではありません。 場合によっては多額の自己負担が生じる可能性もありますので、ご了承ください。

支給日・支給方法

基本的に申請書を提出された2~3ヵ月後に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

●三菱電機社員:給与同封 ●関連会社社員:会社へお問い合わせください ●特退・任継:保険料を引き落としているご指定の口座

|**問 合 せ ・ 提 出 先 ┃**※社員の方のお問い合わせ先は健保へ直接ではなく、必ず会社(総務・人事部門)へお願いします。



海外療養費は、海外旅行中などで直ちに病院にかからなくてはならなかった場合に申請ができます。 国内より高度な治療を受けたい、などという「治療を目的」とした渡航や 帰国後治療が可能である様な緊急を要さない場合は、海外療養費は申請できません。